



目 次

告 示	ページ
○告示（漁業災害補償法による区域及び区分の定め及び告示の廃止）の一部改正	
正（水産政策課）	1
○公共測量の実施の通知（用地対策課）	1
○国土調査の成果の認証（ 〃 ）	1
○道路の区域変更（4件）（道 路 課）	1
○道路の供用開始（ 〃 ）	2
高知県公安委員会規則	
◎高知県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則	2
◎高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則	2
その他	
○平成27年度行政書士試験の合格者（法 務 課）	2

告 示

高知県告示第30号

平成25年6月高知県告示第430号（漁業災害補償法による区域及び区分の定め及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。  
平成28年1月29日

高知県知事 尾崎 正直

表久礼加入区の項中  
「2 小型かつお漁業」  
を  
「2 総トン数20トン未満の漁船により行う  
かつお一本釣漁業」  
に改める。

高知県告示第31号

日高村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成28年1月14日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。  
平成28年1月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類  
公共測量（数値撮影（デジタル））

- 作業期間  
平成28年1月13日から同年3月31日まで

- 作業地域  
日高村全域

高知県告示第32号

幡多郡大月町芳ノ澤及び樫ノ浦の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。  
平成28年1月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査を行った者の名称  
大月町
- 調査を行った地域及び時期  
幡多郡大月町芳ノ澤及び樫ノ浦の各一部  
平成25年度及び平成26年度
- 成果の名称  
大月町地籍図及び地籍簿
- 認証年月日  
平成28年1月29日

高知県告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年1月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成28年1月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路 線 名 195号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市岡豊町小竈字土居612番16から 南国市小籠字佐波爲121番1まで	前	28.8 }	43
	後	28.8 }	43

高知県告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年1月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 宿毛宗呂下川口
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市小筑紫町石原字向原田964番1から 宿毛市小筑紫町石原字仲峠1883番9まで	前	8.1 }	311
	後	8.1 }	311

高知県告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年1月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成28年1月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 大久保伊尾木
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市大井字ヘラ石乙488番2	前	17.3 }	71
	後	21.6 }	71

高知県告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年1月29日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成28年1月29日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 後免中島高知
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市布師田字入口 2684番2地先から 高知市布師田字入口 2687番1まで	前	9.3 }	13
	後	9.3 }	
		12.5	
		12.5	

**高知県告示第37号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
その関係図面は、平成28年1月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成28年1月29日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛宗呂下川口
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
宿毛市小筑紫町石原字向原 田964番1から 宿毛市小筑紫町石原字仲峠 1883番9まで	311	平成28年1月29日

-----  
**公安委員会規則**  
-----

高知県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年1月29日  
高知県公安委員会委員長 織田 英正

**高知県公安委員会規則第1号**

**高知県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則**

高知県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則（平成14年高知県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規定により」を「規定に基づき」に、「第3条において」を「以下」に改める。

第2条第2号ア中「被害者対策」を「被害者支援」に改め、同号イ中「暴力相談、ストーカー、悪質商法等」を「暴力団等排除、人身安全関連事案等」に改め、同号ウ中「サイバー犯罪（コンピュータ技術又は電気通信技術を悪用した犯罪をいう。）の捜査」を「高圧ガス等の危険物又は銃器犯罪事犯の捜査に関する業務」に改め、同号カ中「覚せい剤等薬物及び生活経済事犯に関する業務」を「サイバー犯罪の捜査」に改める。

第3条の見出しを「（その他の事項）」に改め、同条中「この規則」を「前条」に改める。

第4条中「公文書」を「公安委員会が管理する公文書」に改め、「別に」を削る。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の高知県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則第2条第2号の規定は、この規則の施行の日以後に作成し、又は取得した公文書について適用し、同日前に作成し、又は取得した公文書については、なお従前の例による。

~~~~~  
高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年1月29日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

**高知県公安委員会規則第2号**

**高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則**

高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成18年高知県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号ア中「被害者対策」を「被害者支援」に改め、同号イ中「暴力相談、ストーカー、悪質商法等」を「暴力団等排除、人身安全関連事案等」に改め、同号ウ中「サイバー犯罪（コンピュータ技術又は電気通信技術を悪用した犯罪をいう。）の捜査」を「高圧ガス等の危険物又は銃器犯罪事犯の捜査に関する業務」に改め、同号カ中「覚醒剤等薬物又は生活経済事犯の捜査に

関する業務」を「サイバー犯罪の捜査」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に作成し、又は取得した公文書について適用し、同日前に作成し、又は取得した公文書については、なお従前の例による。

-----  
**そ の 他**  
-----

平成27年11月8日に実施した平成27年度行政書士試験の合格者は、次のとおりである。

平成28年1月29日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯部 力  
受験番号

- 7 7 1 0 0 0 3
- 7 7 1 0 0 1 3
- 7 7 1 0 0 2 7
- 7 7 1 0 0 2 9
- 7 7 1 0 0 3 3
- 7 7 1 0 0 4 4
- 7 7 1 0 0 7 0
- 7 7 1 0 0 9 0
- 7 7 1 0 1 1 0
- 7 7 1 0 1 2 5
- 7 7 1 0 1 3 9
- 7 7 1 0 1 7 7